

菊池北部四市町村 合併協議会だより 最終号

平成17年2月25日発行

発行 菊池北部四市町村合併協議会

編集 菊池北部四市町村合併協議会事務局



決定された新市章を手にする四市町村長

(市章関連については最終ページに記載)

総務大臣が 「四市町村の配置分合」を告示。

菊池市、七城町、旭志村、泗水町の四市町村の合併による「菊池市」の設置が、1月26日の総務大臣の告示（官報）により、正式に決定しました。

これにより、地方自治法及び合併の特例に関する法律等に基づいた合併に関する手続きはすべて完了し、3月22日にいよいよ新市が誕生します。

(左記に官報に掲載された文面を記載しました。)

● 総務省告示第百三十号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する旨、熊本県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十六日

総務大臣 麻生 太郎